

～引っ越しが決まったら、手続きを～ 引っ越しシーズンの休日窓口を開設します

要 旨

毎年3月下旬から4月上旬までは、新生活に向けた引っ越し等により、住所変更などの各種手続きが増加する期間です。本年も市では引っ越しシーズンの休日窓口を開設し、平日に窓口へ来ることができない方への対応をいたします。

概 要

1 日 時 令和4年3月27日(日) 8時30分～17時15分
4月3日(日) 8時30分～17時15分

2 場 所 沼津市役所1階 市民課
※市民窓口事務所は開設しません

3 受付業務 住所の異動(転出、転入、転居等)
各種証明書の交付(住民票、戸籍、税証明、印鑑証明)
届出書の受付(婚姻、離婚、出生、死亡等) 等
添付チラシをご参照ください。

4 特記事項 ・平日よりも比較的スムーズにお手続きすることが可能ですので是非ご利用ください。
・マイナンバーカードの受取りは予約が必要です。休日窓口の5日前までに予約をお願いします。

お問い合わせ先

沼津市役所 市民福祉部市民課
直通:055-934-4720 内線:2123



繁忙期につき、
市民課業務の

沼津市

休日窓口を開設します

春は、就職、転勤、入学など、新年度の新たな生活に向けて、人の異動が多くなる季節です。

市民課窓口でも住所の異動手続きや各種証明書の申請などの手続きが増え、混雑によりご利用いただく皆様にご不便をおかけしております。

市役所では、今年も休日窓口を開設します。

平日よりも比較的スムーズにお手続きすることができま
すので、是非ご利用ください。

- ◆ 実施日 令和4年 3月27日(日)
令和4年 4月 3日(日)
(いずれも8時30分~17時15分)

- ◆ 場 所 市役所本庁舎 1階市民課窓口
(市民窓口事務所では、休日窓口の開設は行いません)

- ◆ 休日窓口で受付できる業務

住所の異動(転出、転入、転居等)、届出書の受付(婚姻、離婚、出生、死亡等)、各種証明書の交付(住民票、戸籍、税証明、印鑑証明)、印鑑登録、マイナンバーカードの交付(予約制)、自動車臨時運行許可証(仮ナンバー)の交付、国民健康保険・国民年金の加入・脱退、国民健康保険証の再交付、葬祭費の申請受付、児童手当・児童扶養手当の申請受付、旅券交付

※マイナンバーカードの受取りは予約が必要です。

- ◆ 手続きできないもの

沼津市以外の住民票・戸籍・印鑑証明の交付、証明書(脱退連絡票等)を持参しない国民健康保険の加入・脱退、年金裁定請求の手続き、未申告時の所得証明書等の交付、旅券の申請受付

問合せ：市民課 電話055(934)4720

広報ぬまづ3月1号掲載ページ→

